

業務指示書

エジプト国技術教育改善プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年2月1日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 東郷 真里奈 Togo.Marina@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年2月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：教育分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／研修計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：研修計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 企業連携】

- 1) 類似業務の経験：企業連携に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エジプト 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 機械】

- 1) 類似業務の経験：機械科教育に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年2月17日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(EGP1 = 6.21394 円, US\$1 = 117.382 円, EUR1 = 122.707 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 2月23日(木) 14:00 ~ 17:00
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 209会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／研修計画
企業連携
機械

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

53.79 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年3月3日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2016年10月)」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者 (JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。) 及びその親会社/子会社等は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) 以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表

エジプト国技術教育改善プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/研修計画	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力: 企業連携	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力: 機械	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力:	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

近年エジプトにおける失業率は増加傾向を示しており、2010年の9.0%から2013年には13.2%となっている。失業者数全体(3,648,900人)に占める教育レベル別人数の割合をみると、技術高校¹卒業者が最も高く(41.0%、2013年)、大卒以上の失業者(31.1%)より10ポイント程度高い。この原因のひとつは、技術高校卒業者の人材が産業界のニーズに合致していないことがある。

また、JICAが実施中の「エジプト技術教育における情報収集・確認調査」(2016年5月～2017年2月)によると、技術高校卒業生の就労を妨げる要因のひとつに、勤労に対する真摯な姿勢やモラル遵守等、働くにあたって基本的な心構えが育成されていないことが挙げられている。同調査における日系企業の聞き取り調査の結果によると、技術高校卒業生に最も期待する能力は、集団内の規律遵守(時間厳守等)である。また、同調査では、技術高校卒業者のこれら能力の習得度に問題意識を示す企業があることも明らかになっている。エジプトの技術高校はこれら産業界のニーズを反映した教育内容を実践する必要がある。

2016年2月29日、エル・シーシ大統領訪日時に行われた日エ首脳会談で「エジプト日本教育パートナーシップ(Egypt-Japan Education Partnership、以下、EJEP)」が締結された。これは、平和・安定・発展及び繁栄の促進に対する取り組みの重要な柱として基礎教育から高等教育に至る包括的な教育協力を両国政府間で合意したものであり、これにより今後各教育段階において日本式の教育活動が導入されていく予定である。共同声明のなかでエルシーシ大統領は、社会的発展に資する人間性豊かな人材を育てることが重要であるとの認識の下、規律や協調性の涵養、人格形成を重視する日本式教育への関心を表明した。

このような状況にあるなか、エジプト政府は、技術教育の改善を目的とした技術協力プロジェクトの実施を我が国に要請した。JICAは、本事業の要請の妥当性、必要とされる協力内容を確認するために、2016年10月に詳細計画策定調査を実施し、同年12月プロジェクト実施について、エジプト教育・技術教育省と合意している。

既述した現在実施中の「エジプト技術教育における情報収集・確認調査」の中で、エジプトの技術教育セクター分析、同分野でのJICAの協力案の検討、プレパイロット活動の施行導入と成果検証を実施している。

なお、「日本式技術教育」について、本プロジェクトにおいては、地元企業と密接な連携を保ちつつ、実習を通じて専門分野の基本的な技術を学ぶとともに、学校教育全般を通じて社会人としての基礎的な素養を培う、人間形成を目的とした全人的な教育実践のことをいう。なお、この定義については、プロジェクト開始後コンサルタントが再検討し、JICAの承認を得られればこれを改訂することは妨げない。

2. プロジェクトの概要

(1) 上位目標

¹教育・技術教育省の管轄する技術高校は約1,300校あり、業種は工業、農業、商業、ホテル経営の4種類、形態は企業連携の度合いにより、School in Factory、デュアル制度(企業と技術教育校による二元的な技術教育制度)、普通制度に分かれる。一般的には3年制であるが、普通制度の学校には5年制のものもある。

日本式技術教育を導入するモデル活動の普及によりポートサイド市およびカイロ周辺地域において産業界のニーズに合った人材が育成される。

(2) プロジェクト目標

パイロット校および新規モデル校²において日本式技術教育を導入するモデル活動が確立される。

(3) 期待される成果

成果1：日本式技術教育の特色のひとつである規律ある学校生活を取り入れた学校運営活動を通じ、パイロット校の学校運営が改善される。

成果2：パイロット校において日本式技術教育の特色のひとつであるチームワークや繰り返し実習等の導入により実習を改善することを通じ、生徒の基礎的なハードスキル³とソフトスキル⁴が改善される。

成果3：地元企業とパイロット校が、実習のみならず就職支援ユニット（Work Transition Unit）による進路指導においても連携する。

成果4：日本式技術教育の特色である規律ある学校生活を可能にする学校運営や基礎的なハードスキルおよびソフトスキルを改善する実習、就職支援ユニットによる進路指導を取り入れた新規モデル校が運営される。

(4) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1) パイロット校の組織体制が整備される。
- 2) パイロット校の校長及び教員に対し、学校運営向上にかかる研修が実施される。
- 3) 生徒の規律遵守を向上するための学校運営改善のアクションプランをパイロット校が策定し、実施する。
- 4) アクションプランに基づきパイロット校が改善状態を維持・継続する。
- 5) パイロット校が生徒の規律遵守向上の効果検証をする。
- 6) 効果検証の結果から、生徒の規律意識向上を図るための学校の活動を、各パイロット校がガイドラインとしてまとめる。

【成果2に係る活動】

- 1) 各パイロット校が改善活動を行うモデル実習科目を決定する。
- 2) 対象科目の教員に対する実習指導が行われる。
- 3) パイロット校が実習科目における生徒の基礎ハードスキル、ソフトスキルが向

² パイロット校とは、既存の技術高校から選定した対象校であり、モデル校とは、エジプト側により建設される学校で、パイロット校への活動を通じて作成されたガイドライン等を用いて、日本式技術教育の活動を実施する新設技術高校のことを指す。

³ 誰もが客観的に識別できる各業界別の技能・技術（例：設計ができる、エンジン修理ができる）。この技能は、日本の専門高校の実習で行われている計測などの基礎的作業の反復によって獲得される。

⁴ 業界に依らず汎用的であり具体的に識別出来ない技能（例：コミュニケーション能力や誠実さ）。この技能は、日本の専門高校に普及しているチーム単位の实習や学校活動を導入することにより獲得される。

上するような実習指導を試行する。

- 4)パイロット校が改善された実習を実施する。
- 5)パイロット校が効果検証をする。

【成果3に係る活動】

- 1)パイロット校が就職支援ユニット (Work Transition Unit) を設立する。
- 2)パイロット校の就職支援ユニットが、生徒の就職率を向上させるために、データ (企業情報、就職実績を含む) の蓄積等必要な活動を行う。
- 3)パイロット校の就職支援ユニットが、地元企業と連携し、企業による講義や、普通制度の技術高校生徒のインターン・実習企業受入確保を行う。

【成果4に係る活動】

- 1) 新規モデル校設立に関し、技術的な見地から、助言が行われる。
- 2) 新規モデル校が改善活動を行うモデル実習科目を決定する。
- 3) 新規モデル校において、実習科目の改善に向けて必要な機材が整備される。
- 4) 新規モデル校が、就職支援ユニットを含めモデル活動を実践する上で適切な組織運営体制を整備する。
- 5) 新規モデル校の校長及び教員に対し、学校運営向上にかかる研修が実施される。
- 6) 新規モデル校が生徒の規律遵守を向上するための学校運営改善の初期活動を計画・導入する。
- 7) 新規モデル校が学校運営の改善状態を維持し、改善活動を継続する。
- 8) 新規モデル校が生徒の規律遵守向上の効果検証をする。
- 9) 対象科目の教員に対する実習指導が行われる。
- 10) 新規モデル校が実習科目における生徒の基礎ハードスキル、ソフトスキルが向上するような実習指導を導入する。
- 11) 新規モデル校の就職支援ユニットが地元企業のデータの蓄積 (求める人材像や企業情報、求人や就職実績等) を含む必要な活動を行う。
- 12) 地域モデル校となるよう、新規モデル校が実習で発見した技術的な問題をチームで解決する課題研究などの取り組みを行う。

(5) 対象地域

ポートサイド市およびカイロ近郊を予定。

(6) 関係省庁

教育・技術教育省 (Ministry of Education and Technical Education : MOETE) 技術教育局 (Technical Education Sector)

3. 業務の目的

「技術教育改善プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録 (Record of Discussion: R/D) に基づき業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、2016年12月28日にJICAが教育・技術教育省と締結したR/Dに基づき実施される技術協力プロジェクトの枠内で、上記「3. 業務の目的」を達成するため、下記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、下記「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、下記「7. 成果品等」に示す報告書を作成し、必要に応じてエジプト側関係者に説明・協議の上、提出するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、一般にカウンターパート（以下「C/P」という）のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。とくに本事業ではパイロット校および連携する日系企業の状況により柔軟に活動を実施する必要がある。

上記の趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行う。

JICAは、これら提言を遅滞なく検討し、必要な処置（教育・技術教育省との合意文書の変更、契約の変更等）を行うこととする。

(2) 技術移転の方法

業務の実施に当たってコンサルタントは、C/P、パイロット校及び新規モデル校教員のオーナーシップを引出すよう努める。例えば、ガイドライン等の作成作業においても、パイロット校教員が主体的に作業を行い、教員自らがこれらを活用し、さらには近隣校へ普及していけるよう、必要なキャパシティ・デベロップメントを行う。また、C/Pとの意思疎通および情報共有機会を確保するために、頻繁にプロジェクト会合をもつこととする。

(3) プロジェクトの実施体制（エジプト側）

上記「1. プロジェクトの背景」に記載のとおり、本事業はEJEPのうち技術教育分野に協力するものであり、EJEPを推進する体制のなかに組み込まれている。EJEPには、アブルナガ安全保障大統領顧問が議長を務めるステアリング・コミッティが置かれ、その下に就学前教育、基礎教育、技術教育を統括するエグゼクティブ・コミッティ（EC1、議長：教育・技術教育省大臣）がある。なお、本プロジェクトのC/Pではないが、高度人材育成を統括するエグゼクティブ・コミッティ（EC2、議長：高等教育省大臣）が設置されている。EC1の下には、技術教育を担当するプロジェクトマネジメントユニット（Project Management Unit: PMU）が置かれており、パイロット校および新規モデル校の校長および教員が生徒ならびに協力する日系企業とともにプロジェクトを実施する。

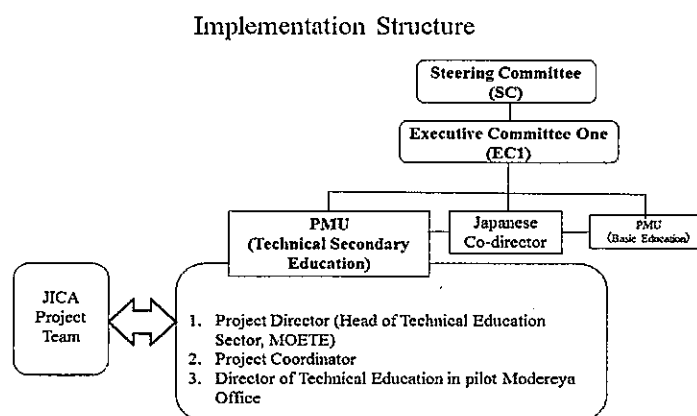
PMUのメンバーは、以下のとおり：

- ・プロジェクト・ダイレクター（技術教育局長）
- ・プロジェクト・コーディネータ（技術教育局）
- ・県の地方教育事務所の技術教育局長

本業務指示書におけるC/PはPMUのほかパイロット校および新規モデル校の校長および教員を含む。なお、本事業では、合同調整委員会（Joint Coordination Committee: JCC）は設置せず、このEC1がその役割を果たすものとする。EC1は年間活動計画

の承認、活動のレビュー、必要に応じて全体計画の改訂を行う等、JCC と同等の機能を果たすものと想定されている。

※実施体制は下図を参照。



(4) 対象校について

成果1～3まではパイロット校（4校）を対象とする。成果4は新規モデル校（1校）を対象とする。新規モデル校では開学前の段階では日本式教育に関する技術的な助言に限り必要に応じて行うこととする。パイロット校を対象とする活動を通じて作成されたガイドライン等を用いて、日本式技術教育のモデル活動を実施する。

(5) ベースライン調査によるプロジェクト活動及び指標の再検討

プロジェクトの進捗状況を把握するため、コンサルタントはC/Pと協力して、日本式技術教育の導入を開始する時点におけるパイロット校の学校運営や実習指導の状況、卒業生の進路等、プロジェクトの見直しに関するベースライン調査を、プロジェクト開始後3か月以内に実施する。その結果をC/Pと検討し、日本式技術教育を導入するモデル活動、実施計画、および指標等に変更を加えることとし、コンサルタントはJICAと協議のうえ、EC1会合で報告し、承認を得る。

(6) プロジェクト目標に即した企業連携の確保

本事業の必要性は、エジプトの技術教育が産業界の求める基本的な社会人能力を養成できていないことにある。企業連携は技術教育改善のための手法であり、企業が短期的に利するための人材ニーズに応えるものではない。他方、企業にとってもメリットのあるウィンウィンの活動とし自立性を確保する必要がある。

コンサルタントは、上記を念頭に、企業側が社会人としての基礎力を養成する日本式技術教育の導入と整合的でない要望をもつ場合のあることも想定しつつ、プロジェクトの基本方針に沿って業務を実施する。

EJEPでは、技術教育分野における協力として、「日本式の技術教育の導入に関する協力は、エジプトで活動する日本企業をはじめとする産業界と連携しつつ、実施される」としている。このため、連携企業は日系企業を中心に選定する。

(7) 頻繁なモニタリングの実施

ベースライン調査の結果をふまえ、コンサルタントは、少なくとも6か月ごとにモニタリングを行う。パイロット校および新規モデル校におけるモデル活動定着の進捗状況を、活動が自立的になりつつあるかどうかにも着目しつつ把握し、今後の普及も視野に入れ、成果が出されるプロセスを追跡可能な形で記録し、EC1で発表する。進捗に遅れがある等の場合には、コンサルタントはC/Pと情報を共有し、必要に応じてPMUと協議し、円滑な進捗のための支援を行う。

(8) 全人的教育としての日本の技術教育および基礎教育、職業訓練との峻別

日本の専門高校においては人間形成を目的とする全人的な教育が行われている。技術教育におけるソフトスキルは社会人としての基礎力であり、整理整頓等、必ずしも職業に直結する技能だけではない。本事業では実習の改善を通じて、日系企業のニーズに対応する基礎的なソフトスキルおよびハードスキルを獲得させることを目指すが、職業訓練とは異なることに留意し、上述のような日本の技術教育の優れた要素を導入することが不可欠である。モデル活動ガイドラインは、日本式技術教育の要素を導入する実践的な指針であり、科目別実習マニュアルでないことに留意する。

また規律遵守の向上を図ることが生徒の自主性や自ら考える態度、能動的な行動規範の育成を阻まないよう、生徒の創造性を育むことも視野にいれた学校運営や教員の指導手法の検討が必要である。

基礎教育段階での生徒の習熟度合が日本式要素導入を阻害することも予想されるが、本事業はそうした背景をもつエジプトの技術教育に日本式要素を導入するものであることに留意する。換言すると、本事業において、基礎教育の習熟への協力は主目的ではないことに留意する。

(9) モデル活動普及への準備

プロジェクト終了後には、パイロット校および新規モデル校が企業のニーズにあった人材を輩出するとともに、少なくともパイロット地域におけるモデル活動の普及が期待される。コンサルタントは、パイロット校の教員が県の技術教育局とともにモデル普及にとりくむ意欲をもつよう、普及へのシナリオを念頭において業務を実施する。また、モデル活動を全国に普及する方法を検討すること。

(10) 基礎的実習用品一式の調達

パイロット校および新規モデル校の実習授業の強化に必要な最低限の基礎的実習用品一式はコンサルタントが選定し調達する。基礎的実習用品一式は、プロジェクト開始後、PMU および他のC/Pと協議しながら決定することとし、プロポーザルでは一律1校200万円、5校を対象に設定すること。

(11) 新規モデル校供与機材調達支援

新規モデル校への供与機材調達は、別途JICAが行うが、コンサルタントは供与機材リストの作成支援業務を行う。具体的には、PMUと協議しながら供与機材リストを作成し、JICAに報告する。また、受注者は、JICAエジプト事務所およびJICA本部が調達する機材について、機材輸送、設置等調達にかかる支援を行うこととする。

(供与機材に係る経費は見積もりに含める必要はない。)

調達にかかる支援業務の内容は以下のとおり。なお、入札及び契約手続きはJICAエジプト事務所が実施する。

- ア) ①基本的仕様（参考銘柄を含む。）の提案、②見積価格、③入札図書案（契約書案、輸送・据付の条件等を含む。）の作成と JICA への内容説明
- イ) 入札結果評価報告書（案）の作成
- ウ) 据付作業の確認
- オ) その他必要な業務

（12）本邦研修に関する業務

本事業では C/P の能力向上を目的として、プロジェクト実施期間中、新規モデル校の教員等関係者（10 名、1 週間程度を想定）を研修員として本邦に受け入れることを予定している（新規モデル校の教員が決まってから開学までの間で 1 回、本邦で実施予定）。これら本邦での研修は、現地における技術移転を補完するものとして想定される研修効果が十分発揮されるよう、候補者の選定、実施時期、内容などについて現地作業との整合性を図り実施すること。プロポーザルに、本邦研修の実施について、ねらい、訪問先を含む計画を提案すること。

（13）プロジェクトの終了時評価

JICA は 2020 年 6 月頃に終了時評価調査を予定している。本調査の実施に際してコンサルタントは、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与するものとする。なお、本調査の実施時期については、プロジェクトの進捗状況等を踏まえ、変更する可能性がある。

（14）広報活動

業務実施にあたっては、本協力の意義、活動内容とその成果をエジプトおよび日本、両国の国民各層に正しく理解してもらえよう、効果的な手法の活用に努めること。広報メディアとしては、現地新聞やテレビ及び我国メディアの現地事務特派員等へのプレスリリースを積極的に行う。

（15）国内会議・現地会議

コンサルタントは、本業務に関連し開催される国内会議及および現地会議への出席、会議資料および議事録の作成、提出を JICA の指示に従い行うものとする。なお、会議を円滑に進めるために、視聴覚機材の活用等を図り、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明する。

（16）EJEP への協力

現在エジプト政府は、各教育段階への日本式の教育活動の導入を促進しようとしている。本事業もその一部であり、同パートナーシップの推進に貢献することが求められる。EC1 は、基礎教育プロジェクトの PMU と技術教育プロジェクトの PMU の連携を保つための共同ダイレクターを設置する予定であり、コンサルタントは、プロジェクト実施上の有用な情報の交換等共同ダイレクターと連携、協力しつつ本事業を実施する。

（17）特にプロポーザルでの提案を求める事項

プロポーザルの作成にあたっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知

見と経験に基づき、可能な範囲で具体的な提案を行うこと

1) 学校運営、実習に関する成果を数値化することについて、必ずしも直接的な数値データではなくても、中長期的にモニタリングすることで可視化できるデータがあると考えられる場合、それらのデータの収集・編集等の手法。

2) モデル活動の普及を視野に、プロジェクト期間中にパイロット校および新規モデル校の教員が近隣校との連携を進めるきっかけとなるような研修やモニタリング、ガイドライン説明会等の実施方法。

3) プロジェクト期間を通じた本邦研修の実施方法の検討。本邦研修は現地における技術移転を補完するものとして、候補者の選定、実施時期、内容などについて現地作業との整合性を図りながら計画すること。

6. 業務の内容

本契約業務の内容は次のとおりである。想定される業務の工程はR/Dに添付のPlan of Operation (PO) のとおりであるが、より適切な工程がある場合には、プロポーザルに含めて提案すること。

(1) ワークプラン(案)の作成・協議・合意

契約締結後1か月以内に、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を含めたワークプラン(案)を作成し、JICAと協議する。JICAの承認後、PMUやC/Pとの確認を経た上で、EC1で報告し、内容承認を経て、最終化を図る。

(2) ベースライン調査及びモデル活動等の再検討

プロジェクト開始後3か月以内に、パイロット校の学校運営、実習指導および進路指導、就職実績の状況(生徒及び教員の意識調査、PDMの指標に関連する事項は必ず調査項目に含める)をベースライン調査により、現状を把握する。した上で、日本式の技術教育を用いた改善方法について再検討する。

上記ベースライン調査の結果に応じて、計画されている活動計画の詳細化および充実化を図る。この際に、PDM指標の設定、日本式技術教育の再定義、改善すべきソフトスキル、ハードスキルの現状と課題、改善方法を明確化し、これらを含め本プロジェクトの普及方法についても見直しを行う。この結果をJICAとの確認の上、PDM、POを変更する場合は、EC1で承認を得る。

(3) EC1への出席

本事業では、教育・技術教育省の下におかれるEC1において年間計画の承認やプロジェクト活動のモニタリング報告が行われる。受注者は必要な資料作成等においてPMUを支援し、開催される会合に出席すること。

(4) パイロット校における学校組織体制整備

学校運営改善はパイロット学科のみではなく学校全体の組織運営に関わる内容となることが予想される。このため、校長、教員、事務職員の間で意思決定プロセスや意思疎通の仕組みに関する共通理解が形成され、維持改善されていくような組織整備に

ついて、日本の専門高校を参照しつつ助言する。その際、パイロット校の置かれた地域や環境の違いに留意し、PMU と協議しつつ支援を行う。

(5) パイロット校における学校運営改善ガイドラインにもとづく学校運営アクションプランの実施支援

ベースライン調査の結果にもとづき、生徒の規律遵守が向上するような学校運営改善が行われるよう、各パイロット校の教員によるアクションプラン作成を支援する。アクションプランの細部は各校で異なると想定されるが、パイロット校以外への普及も視野に、日本の専門高校の全人的な教育を参照して共通の基本方針が保たれるよう、PMU およびパイロット校への理解促進を行う。またアクションプランが実行可能な実践的なものとなるよう助言する。実施にあたっては、パイロット校が組織的に取り組み、アクションプランがプロジェクト活動ではなく日々の通常活動として定着するよう、支援する。実践上の問題点が見出された場合には教員間で問題を共有し、ガイドラインに反映する。

(6) パイロット校における学校運営ガイドライン作成および指導方法の改善支援

プロジェクト開始後3か月～6か月以内に、アクションプランおよび効果検証の結果をもとに、各パイロット校生徒が規律をもった行動規範が獲得できるよう、C/P による学校運営ガイドライン作成を支援する。コンサルタントは、ガイドラインが柔軟性をもち、多様な事情をもつ技術高校においても応用できるものとなるよう助言し、可能であれば、パイロット校による協議により共通ガイドラインとすることも検討し、以降の活動を通じ改訂していく。また、教員の指導方法改善のための研修およびガイドラインの継続的な活用方法について支援を行う。

(7) パイロット校における基礎的ハードスキルおよびソフトスキルの改善

1) 各パイロット校が選んだモデル実習科目について、取得を目指すソフトスキルおよびハードスキルをリスト化し、それぞれに学年ごと一定の達成目標を設け、生徒にもわかりやすく示し、目標を持って意欲的にスキルの習得に臨めるようにする。

2) 連携する日系企業の協力を得て、対象科目の教員に対する実習指導を行い、指導を受けたパイロット校教員が実習を改善していくために必要な支援を行う。

3) 基礎的ハードスキルの実習指導は、科目ごとにパイロット校のみならず他の技術高校にも普及しやすい内容とする。特にハードスキルに関する企業のニーズは基礎的な技能の向上であることに留意する。

4) ソフトスキルの改善は科目によらず、実習を通じてハードスキルの改善と一体となるように工夫すること(たとえば整理整頓の励行や実習作業に関する生徒間また教員・生徒間の円滑なコミュニケーションの習慣化によって作業の正確さが改善する等)。

5) 実習を通じた基礎的ハードスキルおよびソフトスキルの改善指導方法を明文化したガイドラインを作成し、他校での普及に活用できる形とする。

(8) パイロット校における教員を対象とした現地での各種研修の計画立案

学校運営、実習科目の指導方法に関する教員実習といった研修の実施スケジュールの検討を行う。各学校の教員が、目標をもって意欲的に習得を目指せるような配慮や動機づけをする。また、学校暦やエジプトにおける祝日、イベント等にも留意した研修スケジュールとする。

統括／研修計画担当者は、学校運営、実習科目に関し、相互の関連性を考慮の上、年間の研修計画を立案し、事前に学校長等に説明し学校側から十分な協力が得られ、教員が前向きに取り組めるよう配慮したスケジュールを組むこととする。

(9) パイロット校における就職支援にかかる活動

パイロット校が設置する就職支援ユニットについて、日本の専門高校の年間の綿密な就職支援計画等を参照しつつ、構成や職員配置、活動計画等に助言を行う。

就職支援ユニットが活動を実施するにあたっては、募集される人材の質や専門性について日本の専門高校が地元企業と緊密な情報交換を行っていること等を紹介し、収集した情報を就職率向上に活かせるよう支援する。また、パイロット校が卒業生の進路を把握し、就職支援活動を継続的に改善し就職率を改善できる仕組みを構築できるよう支援する。

(10) パイロット校における企業との連携強化支援

パイロット校の就職支援ユニットが企業に対する技術高校の窓口となり、実習改善にかかる協力やインターンシップ先の調整を行うために必要な支援・助言を行う。普通制度、デュアル制度いずれの技術高校においても、教員が受け入れ先企業の評価を次の授業や実習に活かせるように支援を行う。

(11) パイロット校における効果検証のためのモニタリングの実施

パイロット校においては学校改善による生徒の規律向上および基礎的ハードスキルならびにソフトスキルの向上、また新規モデル校においては生徒の規律向上についてモニタリングを行い、ベースライン調査結果と比較可能なデータとして記録する。プロジェクト活動の自立性および普及の観点から、数値的なデータのみならずプロセスを記録し、達成できた要因、阻害要因を分析する。モニタリングの頻度は少なくとも6か月に1回（各学期末等）とし、その結果をEC1でも報告する。

(12) 新規モデル校への日本の技術教育の導入

新規モデル校においては、設立時から就職支援ユニット設立を含め日本の技術教育の優れた点を活かせるよう助言を行う。必要に応じて教員への研修も行う。その上で、設立された新規モデル校において(4)～(11)が実施されるよう必要な支援・助言を行う。新規モデル校においては、パイロット校よりさらに高い基礎的ハードスキルおよびソフトスキルを生徒に獲得させることが目指されるため、課題研究などへの取り組みを支援する。

(13) モデル活動実施ガイドラインの作成

成果1～3の普及のため、上記(6)実習指導方法のマニュアル(7)学校運営ガイドラインを活用し、日本式技術教育を用いた技術教育改善の普及に活用する包括的な「技術教育改善モデル活動ガイドライン」を作成する。

パイロット校および新規モデル校でのモデル活動のプロセスおよび効果検証結果をもとに作成し、特に実習指導の改善においてどのように日系企業の協力を引き出し活かすか、また就職支援と日常の教育活動をどのようにリンクさせるかについて、パイロット校教員の経験を踏まえたものとなるように留意する。内容については、PMUとも協議を行う。

(14) エンドライン調査の実施

プロジェクト終了の6か月程度前にエンドライン調査を行い、ベースライン調査およびモニタリングのデータと比較可能なデータを収集するとともに、プロセスを記録し、達成できた要因、阻害要因を分析する。

(15) 事業完了報告書の作成

プロジェクト全期間の活動内容とプロジェクト目標の達成度を報告書にまとめる。報告書では、プロジェクト活動がエジプトの技術高校の技術教育改善に資するよう、得られた教訓や課題、グッドプラクティスや普及方法についても具体的に記すこと。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は事業完了報告書とする。

各報告書等の先方政府への説明に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得ることとする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、それとは別に先方政府関係機関への説明や配布等に使用する部数を確定すること。

レポート名	提出時期	部数等
業務計画書（和文） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	5 部 電子データ一式
ワークプラン（英文）	業務開始から 1 か月以内	5 部 CD-ROM2 枚
モニタリングシート（英文） Ver.1 Ver.2 Ver.3 Ver.4 Ver.5 Ver.6 Ver.7	2017 年 8 月 2018 年 3 月 2018 年 9 月 2019 年 3 月 2019 年 9 月 2020 年 3 月 2020 年 9 月	
事業完了報告書 （和文および英文）	2021 年 1 月	和文 2 部、 英文 5 部、CD-ROM2 枚

なお、各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確

定にあたっては、JICA とコンサルタントとで協議、確認する。

1) 業務計画書

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクトの実施体制
- e) PDM（指標の見直しおよびベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 詳細活動計画
- h) 要員計画
- i) 供与機材リスト（案）
- j) その他必要事項

2) モニタリングシート（JICA 所定様式による）

- a) 活動内容（PDM、業務フローチャートに沿って記述）
- b) パイロット校および新規モデル校におけるモニタリング結果
- c) 今期のプロジェクト成果
- d) プロジェクト（モデル活動含む）実施運営上の課題と教訓
- e) 次期活動計画

<添付資料>

- ① PDM（最新版、変遷経緯を含む）
- ② 業務フローチャート
- ③ 専門家派遣実績
- ④ 活動計画/実績対比表
- ⑤ 供与機材引き渡しリスト

3) 事業完了報告書

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動と成果（PDM、業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト目標の達成度
- d) プロジェクト（モデル活動含む）実施運営上の課題と教訓
- e) 上位目標達成への提言

<添付資料>

- ① PDM（最新版、変遷経緯を含む）
- ② 業務フローチャート
- ③ 専門家派遣実績
- ④ 活動計画/実績対比表
- ⑤ 供与機材引き渡しリスト

報告書の仕様は、事業完了報告書については「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおりとする。その他の報告書は原則として簡易製本とする。

(2) 技術協力成果品

以下の成果品のうちア)～オ)については、モニタリングシートとともに、カ)は事業完了報告書とともに提出すること。

- ア) ベースライン調査結果
- イ) 学校運営改善アクションプラン
- ウ) 就職支援ユニットの活動計画
- エ) エンドライン調査結果
- オ) 学校運営改善ガイドライン
- カ) 技術教育改善モデル活動実施ガイドライン

【第3 業務実施上の条件】

(1) 業務工程計画

2017年4月に開始し、2021年1月の終了を目途とする(約45か月)。

(2) 業務量目途と業務従事者の構成

1) 業務量は以下を目安とする。

(全体): 約 79.35 M/M

2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、受注者は業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

① 総括／研修計画(評価対象) 2号

- ・事業活動全体の総括(計画・運営・管理)
- ・教育・技術教育省、各パイロット校、モデル校、協力企業を含むエジプト側関係者との調整および指導と助言。
- ・その他プロジェクト全体に係る事項
- ・EC1等会議への参加、各種報告
- ・研修計画の立案・進捗管理
- ・学校運営および実習授業の強化を通じて習得を目指すソフトスキル・ハードスキルのリスト化および関連する指導と助言
- ・合計20M/Mを目安とする。

② 学校運営 3号

- ・学校運営に関する校長および教員への指導と助言
- ・学校運営に関する校長および教員研修の計画立案、実施
- ・生徒の出席率、卒業後の進路等のデータ収集方法の構築および教員への指導、定着促進
- ・学校運営ガイドラインの作成支援
- ・合計7M/Mを目安とする。

③ 企業連携(評価対象) 3号

- ・企業連携に関する校長および教員への指導と助言
- ・就職支援ユニットの開設および運営支援
- ・就職活動データ収集方法の構築および定着促進
- ・実習、インターンシップおよび就職先企業の新規開拓
- ・企業連携に関するガイドラインの作成支援
- ・合計 16M/M を目安とする

④ 電気電子 3号

- ・電気電子科における実習授業を通じたソフトスキルおよびハードスキル強化に関する指導と助言
- ・供与機材の選定支援、および基礎的実習用品の決定、購入および設置までの支援
- ・電気電子科で習得を目指す技能のリスト化および目標の設定
- ・日系企業との連携による実習授業の強化支援
- ・教員に対する研修の計画立案および実施
- ・合計 15M/M を目安とする

⑤ 機械（評価対象） 3号

- ・機械科における実習授業を通じたソフトスキルおよびハードスキル強化に関する指導と助言
- ・供与機材および実習用品の決定、購入および設置までの支援
- ・機械科で習得を目指す技能のリスト化および目標の設定
- ・日系企業との連携による実習授業の強化支援
- ・教員への研修の計画立案および実施
- ・合計 16M/M を目安とする

⑥ 研修企画 5号

- ・本邦研修の計画立案、実施
- ・訪問先との連絡調整
- ・その他、現地での研修に関する各種業務
- ・合計 3M/M を目安とする

(3) 対象国の便宜供与

2016年12月28日付で署名したR/Dに基づく。

(4) 配布資料／貸与資料

1) 配布資料

- ・事前評価表

2) 貸与資料

配布に当たっては、人間開発部高等教育・社会保障グループ高等・技術教育チーム上原（メール：Uehara.Miho@jica.go.jp）まで連絡すること。

- ・R/D

・情報収集確認調査報告書（暫定版）

（５）業務用機材

業務上必要な機材があれば、プロポーザルの中で提案すること。

（６）現地再委託

想定しない。

（７）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA エジプト事務所、在エジプト日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のために関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

（８）その他留意事項

１）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨がる現地作業を及び現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

２）不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

